

第 6 回 地 域 医 療 構 想	資 料
に 関 す る	G
平成 2 9 年 6 月 2 2 日	2-2

参考資料 2

調整会議における議論の進め方について

その他調整会議の運営に当たり留意すべき事項

平成28年8月31日 第2回
地域医療構想に関するWG
資料2を一部改変

調整会議の開催時期等

1 方向性の共有に向けて

構想区域における将来の医療提供体制の方向性を共有することが重要である。

そのため、各都道府県においては、地域医療構想の策定後、できるだけ速やかに調整会議を開催することが望ましい。

2 調整会議の定期的な開催による情報の共有等について

毎年10月には、各医療機関から病床機能報告が各都道府県に対して行われる。

病床機能報告の内容を参考にしながら、構想区域における医療提供体制の構築に向けた進捗状況を確認することが重要なことから、報告の時期等を踏まえ定期的に開催することが望ましい。

3 調整会議の臨時開催について

各構想区域における方向性と異なる病床整備等を行おうとする計画等が明らかとなった場合や、新たに地域医療に参入したいと希望する医療機関の計画等が明らかとなった場合は、その都度開催する。

調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理

平成28年8月31日 第2回
地域医療構想に関するWG
資料2

① 医療機能の役割分担

2 新規に地域医療に参入してくる医療機関や、増床を行い規模の拡大を行う医療機関等への対応

(1) 今後、高齢化が急速に進み、医療需要の増加が大きく見込まれる地域においては、増床等の整備の必要が生じる。この場合においても、共有した方向性を踏まえ、将来の医療提供体制を構築するために、医療法第7条第5項の行使も視野に入れ、今後必要となる医療機能を担うことを要請していく必要がある。

(2) また、新規に参入してくる医療機関に対しては、病院の開設の許可を待たず、調整会議への出席を求め、方向性を踏まえ、地域に必要な医療機能等について、理解を深めてもらうよう努める必要がある。

(3) この他、病床機能を転換する計画等が明らかとなった医療機関については、その方向性が地域医療構想と整合性のあるものとなっているか、適宜、検討する必要がある。

3 方向性を共有した上での病床機能分化・連携の推進

(1) 共有した方向性を踏まえ、各医療機関は将来の担うべき医療機能に向けた病床機能等の転換や、既存の機能の充足を図る。

(2) 進捗状況については、毎年の病床機能報告の結果を、構想区域の関係者間で共有し、方向性と明らかに異なる機能の転換等を行う医療機関については、医療法第30条の15の行使も視野に入れた対応の検討を行う。

それぞれの事案に応じた
調整会議における議論の進め方について

都道府県知事の権限の行使の流れ

【過剰な医療機能への転換の中止等】

医療法第30条の15

- ・ 病床機能報告において基準日と基準日後の病床機能が異なる場合であって
- ・ 基準日後病床機能に応じた病床数が、病床の必要量(必要病床数)に既に達している

- ① 都道府県知事への理由書提出
- ② 調整会議での協議への参加
- ③ 都道府県医療審議会での理由等説明

応答の
努力義務

理由等がやむを得ないものと認められない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、**病床機能を変更しないことを命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

医療法第30条の16

地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場での協議が調わないとき等

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**不足する医療機能に係る医療を提供することを指示(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

命令の場合
(公的医療機関等)

要請の場合
(民間医療機関)

医療法第30条の17
要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**当該措置を講ずべきことを勧告**

指示の場合
(公的医療機関等)

命令・指示・勧告に従わない

医療法第30条の18

○ **命令・指示・勧告に従わなかった旨を公表**

医療法第29条第3項
及び第4項

○ **命令・指示・勧告に従わない地域医療支援病院・特定機能病院※は承認を取消し**

【不足する医療機能への転換等の促進】

医療法第7条第5項

病院の開設等の許可申請があった場合

不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を開設等許可に付与

医療法第27条の2
正当な理由がなく、条件に従わない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**期限を定めて条件に従うべきことを勧告**

正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令**

医療法第7条の2第3項

医療法第30条の12

病床を稼働していないとき

都道府県審議会の意見を聴いて、**当該病床の削減を命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

命令の場合(公的医療機関等)

要請の場合
(民間医療機関)

要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**当該措置を講ずべきことを勧告**

※特定機能病院の承認取消しは
厚生労働大臣が行う

それぞれの事案に応じた議論の進め方について①（案）

＜過剰な病床機能に転換しようとする計画があった場合＞

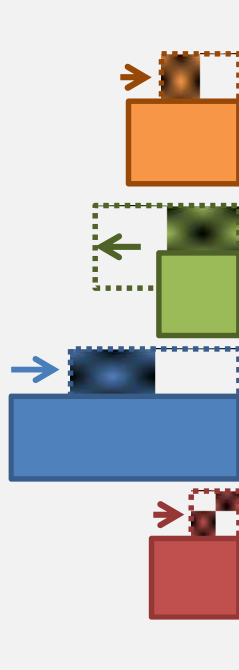
- 病床機能報告において、6年後の医療機能を、地域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関に対しては、一定の過程（※）を経て、病床機能を変更しないことを命令（公的医療機関等）又は要請（民間医療機関）することができる。（医療法第30条の15）

（※）①都道府県知事への理由書提出、②調整会議での協議への参加、③都道府県医療審議会での理由等説明）

【過剰な病床機能に転換する例】

（基準日） （基準日後）
高度急性期 → 急性期
回復期 → 急性期
慢性期 → 急性期

〔 足下の病床機能報告と
将来の病床の必要量 〕



【過剰な病床機能への転換とみなさない例】

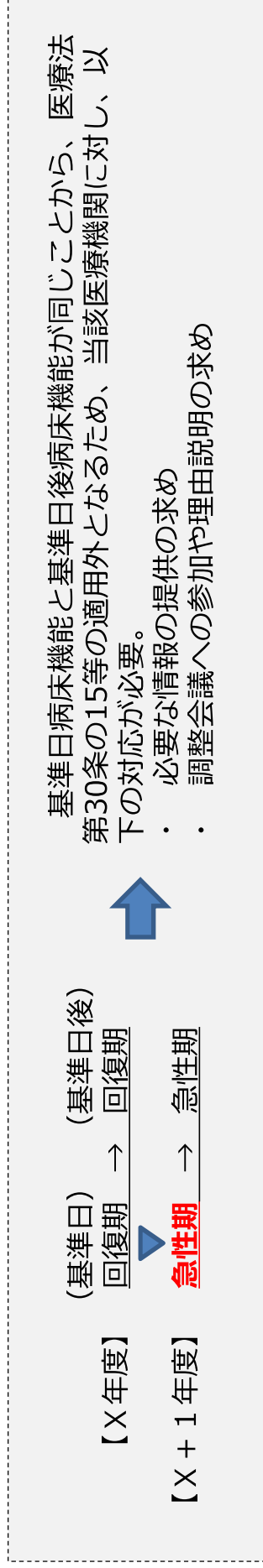
（基準日） （基準日後）
急性期 → 急性期
慢性期 → 慢性期

そもそも現時点（基準日）の病床機能が過剰な医療機能である場合は、「転換」ではないため、命令、要請の対象とならない。

それぞれの事案に応じた議論の進め方について②（案）

＜過剰な病床機能に転換しようとする計画があった場合＞（続き）

- 一方、前年度から当年度にかけて「基準日病床機能」を「過剰な病床機能」に変更して報告した場合は、過剰な病床機能への「転換」には当たらないこととなる。
- こうした事例について、命令・要請の対象とはならないものの、当該医療機関に対しては、基準日病床機能を変更した理由について必要な情報の提供を求めるとともに、調整会議へ参加し、説明するよう求めていくことが必要ではないか。



- なお、上記の事例については、必ずしも病床機能報告の結果を待つことなく、当該計画が判明した時点から速やかに対応していくことが必要である。

それぞれの事案に応じた議論の進め方について③（案）

＜稼働していない病床（※）があった場合＞

※原則、病棟単位で全て稼働していない場合を想定

- 病床過剰地域において、病床を稼働していない場合は、当該病床の削減を命令（公的医療機関）又は要請（民間医療機関）することができる。（医療法第7条の2第3項及び第30条の12）
 - 病床機能報告により、原則、病棟単位で稼働していない病床が明らかとなった場合には、当該医療機関に対し調整会議への出席を求めた上で、以下の点について確認を行い、削減の命令・要請について検討する。
 - ・ 稼働していない理由（※）
 - ・ 今後の運用見通しに関する計画（例えば、今後稼働する場合は、その時期や担う医療機能など）
- ※ 稼働していない理由については、平成29年度病床機能報告から、報告項目として追加し、予め確認できるようにする予定。

臨時開催の調整会議における議論の進め方について

都道府県知事の権限の行使の流れ

【過剰な医療機能への転換の中止等】

医療法第30条の15

- ・ 病床機能報告において基準日と基準日後の病床機能が異なる場合であって
- ・ 基準日後病床機能に応じた病床数が、病床の必要量(必要病床数)に既に達している

- ① 都道府県知事への理由書提出
- ② 調整会議での協議への参加
- ③ 都道府県医療審議会での理由等説明

応答の
努力義務

理由等がやむを得ないものと認められない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、**病床機能を変更しないことを命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

医療法第30条の16

地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場での協議が調わないとき等

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**不足する医療機能に係る医療を提供することを指示(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

命令の場合
(公的医療機関等)

要請の場合
(民間医療機関)

医療法第30条の17
要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**当該措置を講ずべきことを勧告**

指示の場合
(公的医療機関等)

命令・指示・勧告に従わない

医療法第30条の18

○ 命令・指示・勧告に従わなかった旨を公表

医療法第29条第3項
及び第4項

○ 命令・指示・勧告に従わない地域医療支援病院・特定機能病院※は承認を取消し

【不足する医療機能への転換等の促進】

医療法第7条第5項

病院の開設等の許可申請があった場合

不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を開設等許可に付与

医療法第27条の2
正当な理由がなく、条件に従わない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**期限を定めて条件に従うべきことを勧告**

正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令**

医療法第7条の2第3項

医療法第30条の12

病床を稼働していないとき

都道府県審議会の意見を聴いて、**当該病床の削減を命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

命令の場合(公的医療機関等)

要請の場合
(民間医療機関)

要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない

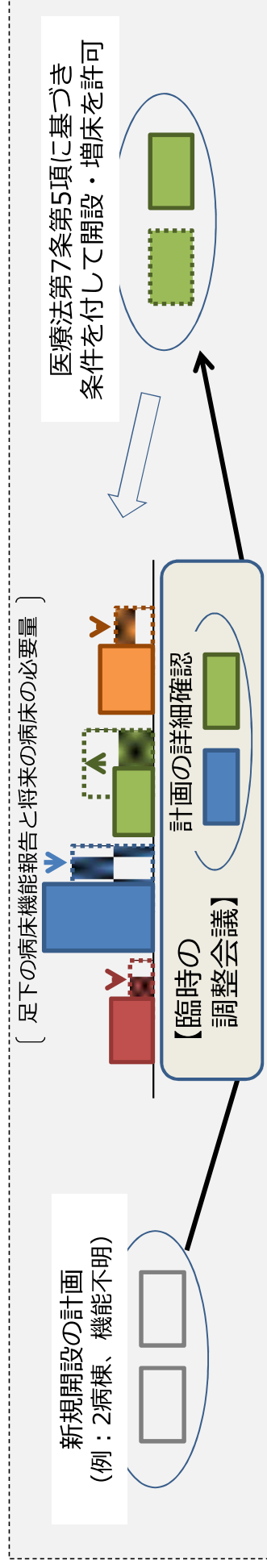
都道府県医療審議会の意見を聴いて、**当該措置を講ずべきことを勧告**

※特定機能病院の承認取消しは
厚生労働大臣が行う

臨時開催の場合の議論の進め方について（案）

＜新たな医療機関の開設や増床の許可申請があった場合＞

- 病院の開設等の許可申請があった場合には、不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与することができる。（医療法第7条第5項）
- 開設等の計画が判明した場合には、当該医療機関に対して、開設等の許可を待たずに、調整会議への出席を求めるとし、以下の点について確認を行う。
 - ・ 新たな医療機関や増床する病床において担う医療機能の方向性
 - ・ 当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性
- その上で、次の場合等に、開設許可にあたっての条件付与について検討する。
 - ・ 新たに整備される病床が担う予定の医療機能が、不足する医療機能以外の医療機能となっている。
 - ・ 不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお、充足の見通しが立たない。



＜地域において担う役割が大幅に変わることが見込まれる場合＞

- 医師等の大幅な増減に伴う診療体制の変更や、特定の診療科の休止・廃止、開設者の変更、医療機関の統廃合等により、地域においてその医療機関が担う役割が変わることが想定される場合等においても、当該医療機関に対して、今後提供を予定する医療機能やその診療体制等について、必要な情報の提供を求めるとともに、調整会議へ参加し、説明するよう求めていくことが必要ではないか。

(参考)

医療法 第7条の2

3 都道府県知事は、第1項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第3項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第30条の4第2項第十二号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第6項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がなく、前条第1項若しくは第2項の許可に係る療養病床等又は同条第3項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者は、一部を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを命ずることができる。

医療法 第7条

5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の種別の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の種別の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第30条の13第1項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第30条の4第1項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）において定める第30条の4第2項に規定する構想区域をいう。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

医療法 第30条の15

都道府県知事は、第30条の13第1項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者は、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。